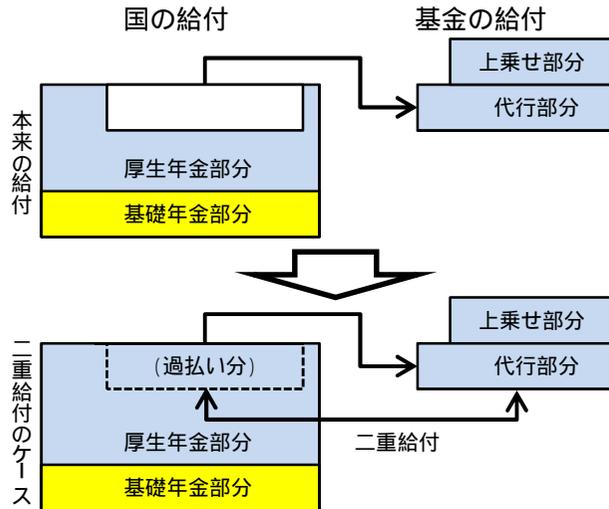


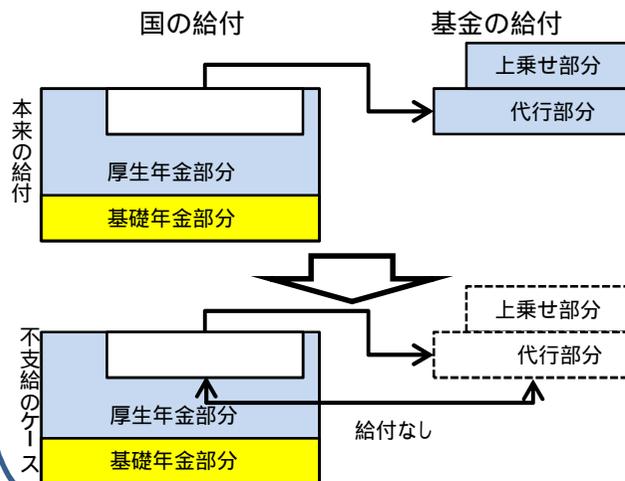
厚生年金基金と国の記録突合せの課題(全体像)

厚生年金基金代行部分が「二重給付による過払い」又は「不支給」となっている事案

D - -イ 二重給付による過払い事案



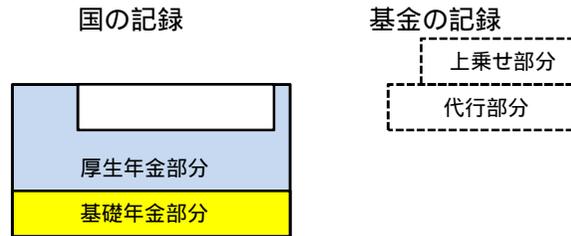
D - -ウ 不支給事案



国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案

D - 国又は基金記録がなく突合作業が進んでいない事案

【ケース1】国記録あり、基金(連合会)記録なし



- (考えられる原因)
- 基金番号違いにより誤って送付されている
 - 事業主から基金に届出がされていない
 - 該当者がすでに死亡している(突き合わせ対象外) 等

【ケース2】国記録なし、基金(連合会)記録あり



- (考えられる原因)
- 基金番号違いにより送付されていない
 - 種別相違により送付されていない 等

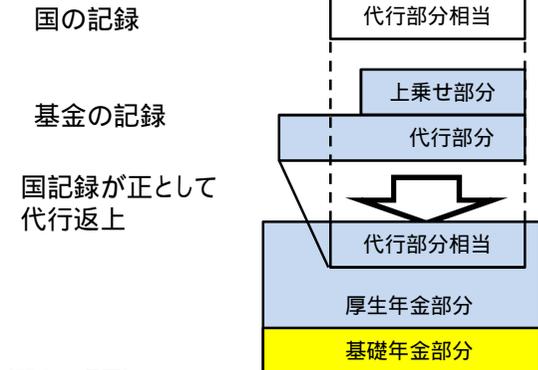
【今後の作業方針】

上記の両ケースの事案については、死亡者を除く等の処理を行った上で、基金(連合会)から日本年金機構に送付し、機構において基金番号等の再確認等を行った上で再回付する。
 機構における作業を効率的に行うため、上記両ケースの主な原因を分析するためのサンプル調査を行う。
 サンプル調査の詳細について、年金局、機構、連合会で調整中。

代行返上に係る記録整理により、結果的に誤った国や基金の記録にあわせた事案

D - 代行返上後の記録の再整理

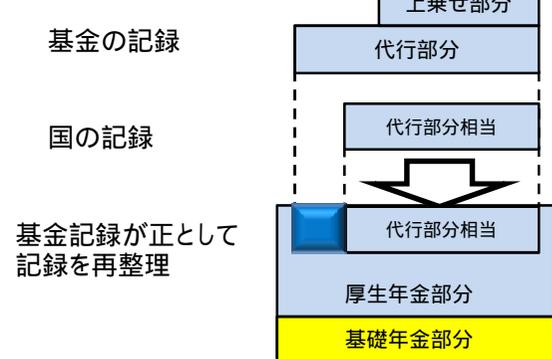
【代行返上時の記録整理】



【事案の概要】

厚生年金基金の代行返上は平成15年から開始。平成22年度末まで、828基金が代行返上を行っている。
 代行返上時には、国記録と基金記録の突合を行っていたが、代行返上当時のルール(平成14年2月22日付企業年金国民年金基金課長通達)では、基金側が添付できる資料の範囲が狭かったため、結果的に誤った国や基金の記録に合わせたケースが生じている。

【代行返上後の再整理】



代行返上後に承継基金からの申請により記録の再整理(及びこれに伴う最低責任準備金の再精算)を行う仕組みがあり、平成23年8月現在で、211基金から申請があり記録の再整理を実施している。